主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人藤井英男の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決は、なんら所論判例(昭和二三年(れ)第二〇三二号同二四年六月一一日第二小法廷判決、刑集三巻七号九六八頁。所論に昭和二三年六月一日とあるのは誤記と認める。)と相反する判断をしていないから、所論は理由がなく、同第二点は、憲法三一条違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない(本件けん銃がその修理が合法的にできるか否かにかかわらず、銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三三年法律第六号。同四〇年法律第四七号による改正前のもの)にいう「銃砲」にあたるとした原判断は正当である。)。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四〇八条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

昭和四四年七月一一日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	⊢	村	裁判官